

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

2020 年度

事業計画

2020 年度、(公財) 横浜市男女共同参画推進協会(以下、「協会」)は、横浜市において男女共同参画を推進していくという公益的使命を果たしていくため、以下の方針により横浜市男女共同参画センターの指定管理に係る事業等を実施していきます。

1 第4期指定管理提案書(以下、「提案書」)および横浜市男女共同参画センターの管理運営に関する基本協定書(以下、「協定書」)の着実な実行

2020 年度は第4期指定管理期間の初年度です。提案書ならびに協定書に基づき、選定評価委員会の総評を踏まえて着実に事業を実施します。

第4期指定管理提案書では「国の法改正や社会情勢を踏まえた課題への対応」や「男女共同参画に関する調査・研究・提言」等、横浜市が掲げた10の項目にも重点的に取り組むこととしています。新たな課題に対応していくためには、これまでの事業の見直しが不可欠なことから、周到な準備のうえ、円滑な事業の転換を図っていきます。

また、協会自らが事業を実施するだけでなく、市民の自主的な活動を支援し、横浜市における男女共同参画社会の形成を促進していきます。

2 横浜市の男女共同参画推進施策の方向性および横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申を踏まえた事業

横浜市においては男女共同参画行動計画の改定が進みつつあります。また、横浜市外郭団体等経営向上委員会からは、令和元年度の答申において「男女共同参画社会を取り巻く環境は大きく変化しており、経営資源が限られる中、事業の選択・集中を強め、団体の強みを発揮し、環境変化に応じた対応を進める必要がある」との助言を受けています。

2020 年度事業の実施に当たっては、男女共同参画行動計画改定や横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申を踏まえた対応を行っていきます。

3 多様な主体をつなぎ、ネットワークを活かした事業を展開

市民グループ、企業、大学等と連携協力関係を強化し、互いの強みを持ち寄って効果的に事業を実施していきます。引き続き、市民グループから企画を公募するほか、積極的に多様な主体とのネットワークを拡げるよう努力めます。

4 健全な財務状況の維持

協会が男女共同参画社会の実現に向けて使命を果たしていくためには、安定した経営基盤が不可欠です。時期指定管理においては大幅な事業の組み替えに伴い、収支構造が変化するため、資源投入の取捨選択や費用の節減により一層努め、きめ細かな執行管理によって健全な財務状況を維持していきます。

2020年度 事業概要

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の事業区分

……財団運営……

・評議員会、理事会運営、指定管理者連携調整、その他の業務

……男女共同参画推進事業【公益目的事業】……

1 情報事業、2 調査研究・事業開発事業、3 広報啓発事業、4 相談事業
5 講座事業、6 協働連携事業、7 男女共同参画推進施設管理運営事業

……その他事業……

有料施設の貸与等、公益目的事業の推進に資する収益事業

I 財団運営

協会本部においては、評議員会、理事会の運営事務を行うほか、男女共同参画センター3館の指定管理者として各館事業の連携調整を図るなど、協会の経営管理を統括します。

- (1) 評議員会、理事会の開催、運営に関する業務
- (2) 人事、労務、職員研修に関する業務
- (3) 財務の管理に関する業務
- (4) 指定管理者としての連携調整業務
- (5) 協約に関する業務
- (6) その他の法人の経営管理に関する業務

II 男女共同参画推進事業【公益目的事業】

1 情報事業

(定款 第4条第1項第1号)

男女共同参画に関する情報リソースセンターとして、ジェンダー平等に関するさまざまな情報・資料を収集し、提供・発信します。選書を含む資料収集、データ整備、データベース管理などの情報事業の中心的機能はセンター横浜が担い、資料提供は3館で行います。選書は、「横

浜市男女共同参画推進協会情報ライブラリ資料収集方針及び選定・廃棄基準」に基づいて行います。また、センター横浜では、新たに情報活用相談を開始し、専門図書館としてのレファレンス力を強化します。

(1) 男女共同参画の専門ライブラリとして資料を収集・提供

固定的な性別役割の払しょく、男女の経済格差の是正、ジェンダーに基づく差別と暴力の根絶、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツの意識の浸透など、男女共同参画にかかわる課題解決に役立つ実用書を重点的に収集し、3館で収集数約1,100冊(図書)、貸出数70,000冊(図書、雑誌、視聴覚資料、ポスター)を目標とします。課題解決に役立つ新しい情報を提供するため、古い資料については、廃棄基準に基づいた計画的な除籍・廃棄を行います。

(2) 情報リソースセンターとしての機能の充実

男女共同参画を推進するための広範な情報と資料を備えた情報リソースセンターとして、センター横浜の「情報ライブラリ」の機能充実を図ります。通常のレファレンスのほか、男女共同参画に関する情報や資料を求めている利用者の相談に応じる「情報活用相談」を実施するため、ジェンダー視点をもって適切な情報提供を行える人材を育成して配置します。

(3) 情報ライブラリの利用促進に向けて

情報発信やライブラリ機能を活かした事業展開に継続して取り組みます。男女共同参画センター横浜では、話題の本や映像作品を取り上げたトークイベントや親子向けイベントなどを開催し、新たな来館者を利用につなげます。また、コミュニティカフェ等の街の拠点への図書セット貸出事業「フォーラム文庫」を通して、フォーラムが所蔵する図書の有効活用を図ります。

資料の利用推進のため、3館巡回展示やテーマ別資料リストの作成、「新着図書ピックアップ」、メールマガジン「きらり☆ライブラリ」の発行を継続し、SNSを活用した情報発信にも注力します。

センター横浜南とセンター横浜北では、講座に連動した図書の展示や近隣への出張文庫を継続して推進します。

2 調査研究・事業開発事業

(定款 第4条第1項第2号)

国の法改正や社会情勢の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の形成促進をめざすための今

目的課題を明らかにすることを目的に、必要な調査研究を実施します。また、男女共同参画センターの各現場から見える課題と、社会課題に対応するための新規事業開発にも取り組みます。

(1) 新たな社会課題の可視化に向けて

センター横浜では、企業向け「ハラスメント防止」研修の補完的機能となる、教材開発に着手するほか、本部事業企画課と連携し、非正規雇用のシングル女性、シングルマザー、高齢単身女性など、ひとり暮らしの女性の住まいに関する実態とニーズ調査に向けて、調査の設計を行います。

センター横浜南では、手しごとを通じて多世代の安全な交流の場をつくり、作品を販売して社会公益活動につなげる等の事業を、シニア女性が担い手となる社会貢献活動のモデル事業として、発展的に展開します。

センター横浜北では、AI活用と女性の就労をテーマとする調査研究・事業開発に向けて、調査の切り口や方向性を定めるためのヒアリングなどを行います。

(2) 学生等若年層向けアウトリーチ事業

本部事業企画課では、学生など若年層が、メディアにおけるジェンダーバイアスを読み解く力をつけるための講座を学生団体や大学との連携で開催します。

3 広報啓発事業

(定款 第4条第1項第2号)

男女共同参画についての理解を広め、深めるために、ホームページや SNS、広報誌等多様な媒体を用いて、市民に向けてわかりやすく発信します。また、啓発講座やセミナーの開催を通して、男女共同参画の理解を促進するほか、職員による講師派遣も積極的にすすめます。

(1) 多様なメディアを通じて積極的な広報を展開

広報誌「フォーラム通信」、ホームページ、テーマ別サイト、SNS、ちらし等のツールを使い分け、さまざまな世代の市民に男女共同参画のメッセージが届くように工夫します。ホームページによる事業の周知のため、アクセス解析ツールを用いてユーザーやユーザーの行動を分析し、必要な改善策を実施していきます。また、施設利用の活性化や事業の利用促進・充足率の向上に向けて、近隣施設や関係機関と連携した広報活動を行っていきます。

(2) 広報啓発キャンペーンや啓発イベントの実施

SNS の発達と普及により、さまざまな領域におけるジェンダー不平等が可視化され、#MeToo(セクハラ被害の告発)や Time's UP (セクハラ撲滅運動)などに代表される社会運動が展開されています。そういった社会の動きに呼応して、国際女性デーや国際ガールズデー、女性に対する暴力をなくす運動などを端緒とする啓発キャンペーンや啓発イベントを、学生団体や大学、NPO との連携により実施し、男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成に努めます。

(3) 地元企業との連携で女性活躍を推進

センター横浜では、戸塚区に進出する企業と連携し、女子児童のSTEM (Science, Technology, Engineering and Mathematics) 分野への興味関心育成を目的にしたリケジョ育成事業と、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) における目標5 (ジェンダー平等の達成) をテーマにした事業を実施します。

(4) 来館しづらい地域へのアウトリーチとして、職員を講師派遣

男女共同参画、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、地域防災と女性、女性の就労支援や大学のキャリア教育等、地域や企業からのニーズに応える講師派遣事業を継続し、3館及び本部で横断的に職員の講師養成に取り組みます。

センター横浜では、組織のハラスメント防止対策を進めるために、市内中小企業の人事担当者向けのセミナーを継続実施します。

4 相談事業

(定款 第4条第1項第3号)

ジェンダー不平等に起因する市民の悩みを受け止め、相談者自身が解決する力を発揮できるよう、心とからだと生き方の相談、横浜市DV相談支援センター、男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度の3つの相談窓口を継続します。

電話相談は、センター横浜の「心とからだと生き方の電話相談」で集中的に対応します。心とからだと生き方の相談、横浜市DV相談支援センターの面接相談は、相談者の希望に応じて各センターで実施し、相談者にとって安全で切れ目のない支援を行います。新規に、デートDV出前講座に参加する中学高校生に対して、SNSを使った相談を試行実施します。

(1) 心とからだと生き方の総合相談

① 電話と面接による個別相談

電話相談、面接相談とも、固定的な性別役割や男女格差に起因する生きづらさを受け止め、相談者に寄り添い、相談者自らが課題を整理し、解決していくプロセスを支援します。個別相談は電話相談を入口とし、予約制で面接相談を実施し、必要に応じて弁護士や精神科医による相談を実施します。

② DV 被害女性のためのサポートグループ

DV 被害女性を対象としたサポートグループを年間2コース開催し、共通の体験をした者同士の話り合いを通して、参加者一人ひとりが自身の今後の生き方を考える場を提供します。

③ 性暴力被害女性のためのセルフケアグループ

性暴力被害者が、被害に起因する症状やセルフケアについて知る機会を提供し、人や社会とのつながりを取り戻すきっかけづくりを行うセルフケアグループを、関係機関との連携のもとに開催します。

④ 自助グループ支援

同じ悩みを抱える当事者による支えあいと体験知を活かす自助グループを公募し、3館でミーティングスペースや一時保育を提供します。安心してミーティングができる環境をつくり、活動を支援します。

⑤ 地域の関係機関との連携強化

地域子育て支援拠点など地域の公共機関の職員向けに、家族・DV・性被害などをテーマにした講師派遣や合同カンファレンスなどを実施し、地域における女性に対する暴力の防止や被害者支援、男女共同参画の推進に役立てます。

⑥ SNS を利用した若年層向けの相談の施行実施

デートDV出前講座に参加する中学高校生に対して SNS による相談を試行実施します。

(2) 横浜市 DV 相談支援センター業務

こども青少年局こども家庭課及び18区福祉保健センターと連携し、横浜市 DV 相談支援センターの相談業務を担います。相談者の安全を最優先にした対応を行います。

(3) 男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度

「横浜市男女共同参画推進条例10条」に基づき、女性、男性、セクシュアル・マイノリティであること等を理由とした性別による差別等の人権侵害についての相談、申出に対応します。

5 講座事業

(定款 第4条第1項第4号)

男女共同参画を推進するための学習・研修型の事業を6つのテーマ別の枠組みで展開します。

(1) 女性の就業支援事業

女性の経済的自立を支援する女性の就業支援事業をセンターの中核的事業と位置付け、充実させます。再就職・転職・働きたい女性のための総合相談窓口「女性としごと 応援デスク」を3館で継続実施し、新たにひとり親を対象とした就労支援セミナーを3館で開催します。

センター横浜では、起業準備相談やホームページ・ブログ相談などの相談と各種セミナーにより、女性の起業を支援します。「女性起業家たまご塾」は、起業ニーズを持つ女性の掘り起こしから、ビジネスプランを練り、ホームページを開設するまでの、起業の初期段階の支援を重点的に行います。これまでセンター横浜北で開催してきた、女性の活躍を応援する管理職育成講座や企業で働く女性のリーダーシップ育成講座は、センター横浜で実施します。また、就業に欠かせないスキルを身につけるための「女性のためのパソコン講座」を継続実施します。

センター横浜南では、“ガールズ”支援に加え、非正規職シングル女性支援、ひとり親支援に資するプログラムを「女性としごと 応援デスク」の枠組みを活用して実施します。また、“ガールズ”支援事業に注力するため、「めぐカフェ」の運営を年度内に委託し、定着に向けて委託事業者をサポートします。

センター横浜北は、「女性としごと 応援デスク」の事務局として、印刷物やHPでの情報発信、アウトリーチを含むミニセミナーや就労応援イベントへの出展を通じて、新たな利用者層の開拓を行います。また、「女性としごと 応援デスク」の北部4区の公共施設等へのアウトリーチを継続し、周辺地域への周知や利用者の掘り起こしにつなげます。

(2) ワーク・ライフ・バランス支援事業

NPO等との連携により、3館で男性のための子育て応援広場を実施し、男性が子どもとの遊びの経験を広げる場として運営します。また、男女を対象に、ワーク・ライフ・バランス(WLB)を推進する事業を実施し、働きやすく暮らしやすい社会の実現をめざします。

センター横浜では、地域子育て支援拠点等と連携し、乳児をもつ父親向けの講座を新規に開催するほか、介護離職を防ぐための情報提供セミナーの開催を通して、働く男女の仕事と家庭の両立を支援します。

センター横浜南では、男性の子育て参加や働く男女が介護等による離職を防ぐための情報提供事業を行います。

センター横浜北では、男性の子育て参加を応援する事業のほか、育休中の女性が自身のキャリアとライフについて考える体験保育付きのプログラムを開催します。また、介護離職を防ぐための情報提供セミナーや、保活（子どもを保育園に入れるために保護者が行う活動）する保護者向けセミナーの実施を通して、働く男女の仕事と家庭の両立を支援します。

（３）心とからだのセルフケア事業

女性の生涯にわたる心身の健康づくりを支援する目的で事業を行います。尿失禁や更年期症状など、女性特有の健康課題に対応する体操教室のほか、産後女性のためのプログラムや、乳がんなど、がん手術後のリンパ浮腫等の改善をめざす運動プログラムを3館で展開します。センター横浜では、「働く人のためのストレスケア」や「若年女性のための性の健康セミナー」などを新規に開催します。

（４）女性の暴力防止と被害者支援事業

女性に対するあらゆる形態の暴力をなくす啓発事業と、暴力被害を受けた女性の支援事業に取り組みます。「女性のためのライフプラン」は、女性が離婚後のライフプランを主体的に考えるための講座として、夫婦関係や離婚をめぐる法律編と離婚後の生活再建編の2本立てで実施します。「女性への暴力防止啓発キャンペーン」は3館で実施します。

このほか、センター横浜では、DV等心に大きな傷を残す体験からの回復をめざす「女性のための心のケア講座」や、中学・高校向けの「デートDV防止啓発出前講座」の開催に、NPOとの連携で取り組みます。センター横浜南では、「女性のための護身術」を開催し、心とからだを守る術の習得を通して女性のエンパワメントをはかります。

（５）施設活性化事業

3館の施設活性化を目的とした事業を実施します。

センター横浜及びセンター横浜北では、調理・工作・工芸に活用できる設備を備えた生活工房の運営を通して、手しごとや家事の価値を肯定し、市民の生活自立や夫婦・家族間での家事シェアなどについて、利用者に働きかけていきます。また、センター横浜では、予約が少ないホールの夜間利用の活性化策として、付帯設備であるグランドピアノを時間単位で利用できる「ピアノ・レッスンの夜」を継続します。

6 協働連携事業

(定款 第4条第1項第5号)

センター3館で、NPO・市民グループや、企業、学校、医療機関、行政機関等、多様な主体と協働して事業を行い、男女共同参画を推進します。市民グループ等とのネットワーク形成事業は、市内のNPO・市民グループ等から男女共同参画の推進に資する企画を募集、選考し、センター3館での協働事業として実施します。

(1) 市民グループ等とのネットワーク形成事業

地域で男女共同参画を推進するNPOや市民グループなどから企画公募する、男女共同参画推進企画公募事業を3館で行います。時代のニーズに合った男女共同参画の実現に資する事業企画（講座・ワークショップ）を公募し、外部専門家を交えた選考会を経て支援を決定した事業を、NPOや市民グループと協働で実施します。

センター横浜は、リプロダクティブ・ヘルス&ライツや女性とがんに関する講座などを想定した『女性の健康課題解決』、手しごとのワークショップやジェンダー平等に資する展示企画など『生活工房の場の活用』をテーマに、4企画を公募します。

センター横浜南では、外国につながる女性、母子家庭、ひきこもりの女性などを対象とする『困難な状況にある女性への支援』及び『孤立を防ぐつながりや居場所づくり』をテーマに2企画を公募します。

センター横浜北では、持続可能な地域づくりを目指す学習会の開催など、『地域課題の解決に取り組む女性の育成』及び『生活工房の場の活用』をテーマに4企画公募します。

(2) 横浜市民ギャラリーあざみ野との協働事業

センター横浜北は、引き続き、横浜市民ギャラリーあざみ野と連携して協働事業に取り組み、市民アーティストに発表機会を提供する、地域開放型コンサートを行います。また、新たにジェンダーとアートの切り口で展開する事業実施に向けて、共に検討を進めます。

(3) 多様な主体との協働事業

行政機関、教育機関、市民団体、自治会町内会等地縁組織、PTA、地元企業等、さまざまなセクターとの連携をいっそう強化し、新たなニーズ把握と利用の働きかけを行います。

センター横浜とセンター横浜北では、施設の利用促進や市民参加の機会提供として、フォーラムまつり及びアートフォーラムフェスティバルを開催します。センター横浜南では、まつりに代えて、「手しごと&交流マルシェ」を開催し、施設利用グループや起業をめざす女性たちに、

ハンドメイドの作品発表と販売の機会を提供します。

3館の一時保育事業は、事業参加者や施設利用者を対象とし、NPOとの協働により安心・安全を第一に運営します。

センター横浜とセンター横浜北では、性的少数者の当事者や家族、教員などの支援者のための交流と情報交換の場「FriendSHIP よこはま」を、横浜市、当事者団体との連携のもと、開催します。

センター横浜では、さまざまな依存症等、生きづらさを抱えた当事者や家族・支援者が集う「アディクション・セミナー」を、市民団体と連携して継続実施します。

センター横浜南では、めぐカフェの就労体験や社会参加体験事業の一環として、地場野菜・手しごと作品の販売を行う「フォーラム南太田マルシェ」を地域施設・機関と連携して、通年で開催するほか、行政・NPO等地域連携事業として、公開講座などを実施します。

センター横浜北では、「青葉ふれあい農園」や「新鮮野菜のプチ市場」などのイベント開催への協力を通して、北部方面で農を担う女性たちの農産品・加工品の販売機会を提供します。

7 男女共同参画推進施設管理運営事業

(定款 第4条第1項第6号)

施設管理面では、男女共同参画推進のための市民利用施設として施設自体がもつ複合的な機能を活用して、男女共同参画推進に関する主催事業を実施する場を安心・安全に提供するとともに、市民の主体的な活動を支援する場の提供をします。2020年度は、センター横浜及びセンター横浜北のフィットネスルームと健康スタジオの貸切利用枠の増設に向けて、横浜市民利用施設予約システムを導入するため、市民への周知や丁寧な利用説明に努めます。

市民が安心・安全に利用できるように、指定管理者の業務の基準に定められる施設管理項目を遵守します。そのために、3館に導入されている「管理標準」をもとに、効率的に省エネルギー化を実現しつつ、常に快適で安心・安全な施設環境を利用者に提供できるよう、日々適切な施設管理を行い、計画的に小破修繕を行っていきます。地震、台風やゲリラ豪雨などの荒天時は、利用者の安全を第一に捉えて施設利用・事業実施の判断を行うなど、危機管理対策に努め、利用者に迅速かつ丁寧に周知します。また、3館ともに大災害時の帰宅困難者一時滞在施設として指定されており、センター横浜南は補充的避難場所にも指定されていることから、災害対応マニュアルを活用しての実践的な防災訓練を行い、いざというときに備えます。

センター横浜では、横浜市による大規模修繕事業としてのエレベーター工事の実施に向けて、利用者への事前告知と工事期間中の利用者対応について進めます。また、同じく大規模修繕事

業として、予定されているホール吊り天井の脱落対策工事（2023年度工事）の基本設計開始に向けて、引き続き横浜市と調整を行います。

センター横浜南では、築42年を経過した施設の老朽化に対応し、安全管理に配慮して日々の点検と施設全般の適切な保守修繕を行います。とくに、横浜市による大規模修繕事業である外壁改修その他（R屋根取替え）工事（2021年度実施）の基本設計に対応します。また、継続して大きな課題となっている稼働率低下を防ぎ、経費削減に努めます。

センター横浜北では、横浜市民ギャラリーあざみ野との複合施設の主たる管理者として、引き続き（公財）横浜市芸術文化振興財団や建物管理委託会社との連携を通して、施設全体の現状と課題を共有し、利用者にとって安心・安全・快適な施設管理運営を行います。

協会本部は、男女共同参画センター横浜の一部（126.25 m²）を事務室として、横浜市から行政財産目的外使用許可を受けて使用しています。
なお、使用料（2020年度 3,002,208円）は、全額免除となっています。

Ⅲ その他事業

公益目的事業の会場として利用しない時間帯を活用し、施設を地域の活動拠点として有料で貸与する事業及び、自動販売機の設置などをセンター3館で行います。これらの事業で得た収益は、上記Ⅱの公益目的事業の財源とします。

2020年度 男女共同参画センター3館における取組概要

以上の方針を踏まえ、市民から必要とされる男女共同参画センターをめざして、各館では次のように事業を展開していきます。

I 男女共同参画センター横浜

第4期指定管理期間の初年度は、第3期の最終年に見直しを行った事業の改廃に伴い、自主グループへの市民向けの説明やフォローアップを丁寧に行います。一方、指定管理提案書に掲げたさまざまな分野にわたる新規事業に取り組むため、職員のアイデアや情報収集力を十分生かした着実な実施態勢を創るとともに、他機関との連携を強めます。また、受付・問い合わせ窓口及び執務場所の1階への統合に合わせ、職員相互の情報共有を密に行い、情報ライブラリ総合カウンターにおいて、よりよい民サービスを提供します。事業課移転後の2階事務室の一部スペースについては、活用方法を検討します。

男女共同参画推進のすそ野を広げるために、民間企業、地域の関係機関と信頼関係をつくり、ネットワーク化を図るとともに、本部事業企画課との連携の元、市民に対して男女共同参画センターをより広く周知する広報啓発活動に力をいれます。特に若年層に向けては、学校や市民団体と連携した取り組みを行います。

主な取組

- (1) 男女共同参画に関する情報リソースセンター機能の強化と情報活用相談の開始【新規】
- (2) 企業等への「ハラスメント防止」研修講師派遣および教材開発の着手【一部新規】
- (3) 「女性と住まいに関する調査」の着手【新規】
- (4) 相談センターにおける総合相談・DV相談支援センター・男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度を安心安全に運営
- (5) 中学・高校への「デートDV防止啓発出前講座」の実施とSNS相談の施行【一部新規】
- (6) 「女性としごと 応援デスク」で個別相談とミニセミナーを実施
- (7) 女性の性と健康をテーマとした事業や産後女性を対象とした講座の実施【一部新規】
- (8) 生活工房を場としての父親向けの講座や男女共同参画推進企画公募事業の実施
- (9) 【一部新規】
- (10) 女性起業家支援のための講座・相談のほか、シニア女性の起業セミナー開催【一部新規】
- (11) 企業で働く女性のリーダーシップ育成講座や管理職育成講座の実施

II 男女共同参画センター横浜南

施設管理では2018年度のエスコ事業を経た空調等利用環境を適切に管理し、さらに横浜市が2021年度に実施予定の大規模修繕である「外壁その他工事」の設計に対応します。築42年経った建物の安全管理に注力し、ていねいな利用者対応に努めます。

事業面ではこれまで同様さまざまな困難を抱える女性の就業支援を中心として、ひとり親、非正規職シングル女性などへの対象層の拡大とプログラムの充実を図ります。さらに介護と仕事などの情報提供にも取り組みます。協働する多様な団体と連携・調整を行いつつ、広がりのある事業を着実に遂行していきます。

主な取組

- (1) 「ガールズ編 しごと準備講座」、社会参加体験、就労体験事業の運営
- (2) 就労体験「めぐカフェ」の運営態勢の見直し
- (3) 「女性としごと 応援デスク」でシングルマザー、非正規職シングル女性、壮年シングル女性向けのセミナーを実施【新規】
- (4) シニア女性が担い手となる社会貢献事業のモデル事業としての展開検討
- (5) 「手しごと&交流マルシェ」など、多様な主体との協働による地域連携事業の実施【新規】
- (6) 老朽化した施設の修繕・安全管理

III 男女共同参画センター横浜北

2020年度は、第4期指定管理期間のスタートの年です。男女共同参画センターとしての理念を今まで以上に事業に反映し、男女共同参画を市民生活のあらゆる面に広げることがセンター事業に期待されています。また同時に、地域の活動と交流の拠点として、誰もが安心安全に集える施設環境を維持することも大切な役割と認識しています。

指定管理提案書に掲げた新規事業への取り組みや快適な施設運営のプロセスにおける課題やニーズを受けとめ、共有し、ともに解決に当たることができる風通しのよいチーム作りをめざします。

センター横浜北は3館のなかで唯一の複合施設です。市民ギャラリーあざみ野の指定管理者と、施設運営、事業開発の両輪で、引き続き連携していきます。

事業運営においては、横浜市北部の地域経済活性化に資するテーマとして、特に、女性の就業支援と男女のワーク・ライフ・バランス支援に主眼を置き、区役所や地域の関係機関等と連携を

深めながら、2020 年度事業を実施します。

主な取組

- (1) 「女性としごと 応援デスク」で、就活やキャリアデザインに寄り添うサポート、個別相談、多様な機関と連携したミニセミナー等を実施【一部新規】
3 館の事務局として事業を集約
- (2) 子育て世代の男性を対象に、子育て参加や家事シェアの意識を高め、地域でのパパ同士の交流を楽しむ事業を実施
- (3) 育休中の女性に向けて、孤立を防ぎ、心身をメンテナンスするための健康づくりと情報交換・交流を促進する事業を実施
- (4) AI が女性の就労にどのような影響、可能性をもたらすかを調査するための準備を開始【新規】
- (5) 市民ギャラリーあざみ野と協働した施設の周知や地域との連携を広げ、女性の表現活動支援につながる事業を実施【一部新規】